

## 千葉市長の資産等報告書の閲覧の概要について

「千葉市長の政治倫理に関する条例」に基づき、千葉市長の資産等報告書の閲覧を9月1日（月）から開始しますので、お知らせします。

### 1 対象者

市長（その配偶者および扶養する親族を含む）

### 2 閲覧に供する報告書

#### ○資産等報告書

任期開始の日となる令和7年3月21日において有する資産等について、同日から起算して100日を経過する日までに作成する。

＜報告すべき資産等＞

- ①土地
- ②建物の所有を目的とする地上権または土地の賃借権
- ③建物
- ④預金および貯金（普通預金および普通貯金を含む）
- ⑤有価証券
- ⑥自動車、船舶、航空機および美術工芸品
- ⑦ゴルフ場の利用に関する権利
- ⑧貸付金
- ⑨借入金

### 3 報告書の保存および閲覧

#### （1）保存期間

報告書を提出（作成）すべき期間の末日の翌日から起算して5年間

#### （2）閲覧対象者

どなたでも閲覧可能

#### （3）閲覧開始日

令和7年9月1日（月）

#### （4）閲覧時間

9：00～17：15

#### （5）閲覧場所

総務局総務部人事課コンプライアンス推進室（市役所高層棟5階）